

長岡京市南地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 一般財団法人長岡記念財団が開設する指定介護予防支援事業所長岡京市南地域包括支援センター（以下「事業所」という）において、利用者に対して行う介護予防支援事業および介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）（下線部、以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定め、介護予防支援事業者（以下「事業者」という）として、事業対象または要支援状態にある利用者に対し、適正な介護予防支援および介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業 は、利用者が事業対象または要支援状態になった場合に、その悪化をできる限り防ぐとともに、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して支援する。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づいて、多様な事業者から適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して実施する。
 - 3 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類または特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業の運営に当たっては、長岡京市、他の地域包括支援センター、各居宅介護支援事業所、関係医療機関、他のサービス事業者等との連携を図り実施する。
 - 5 上記各項の他、介護保険関係法令を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 長岡京市南地域包括支援センター（長岡第三中学校区）
- (2) 所在地 長岡京市友岡4丁目114番地

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員（以下「職員」という）の職種、員数は次のとおりとする。

職 種	員数	職務内容
管理者（兼職）	1名	事業の総括、職員の指導監督
保健師（準ずる者含む）	1名以上	介護予防支援、介護予防ケアマネジメント
主任介護支援専門員	1名以上	同上
社会福祉士	1名以上	同上
介護支援専門員	1名以上	同上
事務職員	1名以上	同上給付管理、請求等補助事務

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日は、通常月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日までと、祝祭日を除く

2 営業時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(事業運営の基本的事項)

第6条 事業を運営するにあたっての基本的事項は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事業内容および手続の説明ならびに同意

事業の開始に際して、利用者に対し、本運営規程の概要およびサービス選択に必要な事項等を記した文書を交付して説明を行い同意を得ておくとともに、介護予防サービス計画が利用者の希望を基本として作成されるものであること等の説明を行い理解を得ておくこと。

(2) 提供拒否

事業者は、正当な理由がない限り、事業の提供を拒んではないこと。

(3) 受給資格等の確認

事業を行うにあたっては、利用者の被保険者資格、認定の有無および認定の有効期間等の確認を行うこと。

(4) 金品その他財産上の利益収受の禁止

事業者または事業所職員は、事業の実施に関連して、サービス事業者から金品その他財産上の利益を収受してはならないこと。

(事業の提供方法・内容)

第7条 事業の提供方法および内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所：第3条に定める事業所

(2) 利用する帳票の種類：厚生労働省が提示した介護予防ケアマネジメント関連様式に準じる

(3) サービス担当者会議の開催場所：第3条に定める事業所・利用者宅またはサービス提供事業所のいずれか

(4) 居宅訪問：原則としてケアプラン作成前とし、必要に応じて訪問

なお、介護予防支援および介護予防ケアマネジメントに関して、厚生労働省および長岡京市が定めるところを遵守する。

(業務の委託)

第8条 事業者は利用者の同意を得たうえで、利用者に提供する事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

なお、利用者は、委託した指定居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができる。

(利用料等)

第9条 事業に要した費用については、厚生労働省の定める介護報酬の告示および長岡京市の定めるところによる。

ただし、その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用

者等に説明し、同意を得て徴収する。

(通常の事業実施地域)

第 10 条 事業実施地域は、原則として長岡京市内とする。

(守秘義務)

第 11 条 職員は、職員である期間および職員でなくなった後においても、業務上知り得た情報や秘密を保持する。

2 職員は、会議等において、利用者またはその家族等の個人情報の提供を行う場合にあっては、あらかじめ当該利用者またはその家族等の同意を文書により得ておく。

(管理者の責務)

第 12 条 管理者は、職員の資質の向上のために必要な研修の機会を確保する。

(苦情処理・ハラスメント対応)

第 13 条 事業者は、事業に関する利用者またはその家族等からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者またはその家族等に対する説明記録の整備等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第 14 条 事業者は、事業の実施によって事故が発生した場合は、速やかに長岡京市、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じる。

(賠償責任)

第 15 条 事業者は、事業の実施に伴い、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して適切な対応に努める。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講じる。

- 1 (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 指定介護予防支援事業の提供中に、担当職員、介護予防サービス事業所従事者又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市に通報するものとする。

(身体的拘束等の原則禁止)

第 17 条 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体

を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（感染症の予防およびまん延防止について）

第 18 条 事業者は、事業者において感染症の予防、または感染症がまん延しないように次の処置を講じる。

（1） 事業者において、感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

（2） 事業者における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。

（3） 職員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施する。

（事業継続計画）

第 19 条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定介護予防支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 20 条 事業者は、適切な指定介護予防支援事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は一般財団法人長岡記念財団が定める。

付 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2019 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規程は、2020 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規程は、2024 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、2025 年 4 月 1 日から改正施行する。